

# 独占禁止法1年の動き

林 秀 弥

## I 概 況

本稿は、2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における独占禁止法（独禁法）及び関連法令等の動向を概観するものである<sup>1)</sup>。

### 1 成立法等

経済産業省（経産省）は、2021年2月1日に施行された「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（令和2年法律第38号。以下、「特定DPF透明化法」と略称）に基づく規制の対象となる「特定デジタルプラットフォーム提供者」（特定DPF提供者）に、アマゾン、楽天、ヤフー、アップル及びiTunes、グーグルの5社を指定した（令3・4・1）。同法では特定DPF提供者に対し、取引条件の開示や社内体制の整備・公表等を義務付けている。またデジタル市場競争会議「デジタル広告市場の競争評価最終報告」（令3・4・27）では、同法の規制対象にデジタル広告分野を追加すること等が盛り込まれている<sup>2)</sup>。

オンラインモール等の「取引デジタルプラットフォーム」（取引DPF）における消費者保護を図るための新法「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」（令和3年法律第32号）が、2021年4月に可決・成立し（令3・4・15〔衆〕、令3・4・28〔参〕）、2022年5月1日に施行されている。本法は、特定DPF透明化法2条1項で規定するDPFのうち、一定の要件を満たすものを「取引DPF」と定義し、事業として取引DPFを提供する「取引デジタルプラットフォーム提供者」に対し、取引DPFにかかるとするものである。なお、同法は公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行され、施行後3年を目途に、施行状況や経済社会情勢の変化を勘案した見直しが行われることとなっている。

### 2 ガイドライン等

公正取引委員会（公取委）と経産省は、ガス市場における適正な取引の在り方を示し、独禁法やガス事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正なガス取引についての指針」を改定した（令3・4・1）。今回の改定では、2022年4月1日から施行される改正ガス事業法

で、大手都市ガス事業者にガス製造、小売事業及び導管事業の兼業を禁じることとされた（法的分離の義務化）ことに基づく内容の変更が行われている。改定後の指針も2022年4月1日より適用される。

公取委は、2020年9月に公表した「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書」を踏まえ、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方」（フランチャイズ・ガイドライン）を改正した（令3・4・28）。新たなガイドラインでは、前記実態調査で加盟者から寄せられた、指導員による無断発注や時短営業に関する交渉の拒絶等の事例が追加され、それらの行為が事実関係によっては独禁法上の問題を生じさせることが明らかにされている。

「適正な電力取引についての指針」の改定（令3・11・5。公取委・経産省）では、電力取引市場の参加者に対して、発電所の稼働状況や稼働見通しに関する公正な情報公開を行う観点から、電力停止や出力低下があった場合に、その原因や復旧予定時期等、市場に影響を及ぼしうる事象が漏れなく開示されるようにすることが盛り込まれた。同指針は2022年3月31日にも改定された（令4・4・1。公取委・経産省）。2020年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号）が成立し、配電事業者及び特定卸供給事業者が電気事業法上新たに位置付けられ、また、指定区域供給制度が設けられたところ、当該事業者ら及び当該制度に関する適正な電力取引の在り方を示すため、公取委と経産省が、共同して本指針の改定を行ったものである。

「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」が策定された（令4・3・31）。2021年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画において、スタートアップと出資者との契約の適正化に向けて新たなガイドラインを策定することとされたことを受けて、同年3月29日に策定された「スタートアップとの事業連携に関する指針」<sup>3)</sup>を改正したものである。同指針では、出資者による秘密保持契約（NDA）違反や研究開発活動の制限等、出資契約に係る問題について独禁法上の考え方を整理し、解決の方向性等を示している。

### 3 報告書等

(1) 実態調査報告書：①「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）」（令3・6・10）<sup>4)</sup>の調査が行われた。このテーマについては、2016年8月と2018年6月に実態調査報告書が公表されているが、2018年度報告書の公表以降、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする「電気通信事業法の一部を改正する法律」の施行（令1・10・1）や、通信事業者のMNO（Mobile Network Operator）としての新たな参入等競争環境に様々な変化が生じていることから、2021年度に2018年度報告書のフォローアップ調査が行われたものである。本報告書では、改正電気通信事業法による途中解約時の違約金引下げのほか、いわゆる4年縛りの禁止やSIMロックの無料解除等、当局や携帯電話会社の対応が利用者に与えた影響をアンケート調査で明らかにし、独禁法上違法となるおそれがある

場合を示すほか、条件付最安値広告の実態や携帯電話会社と販売代理店の関係等、新たな競争政策上の課題についても公取委としての考え方を明らかにしている。②「新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について」報告書（令4・1・28）では、新規上場会社や証券会社に対するヒアリング等を踏まえ、株式の新規公開時の主幹事の引受けにおける新規上場会社への不当な妨害や、主幹事による公開価格の一方的な設定等、独禁法上問題となり得る行為について考え方が整理されている。本報告書は、公取委が、2021年6月に閣議決定された成長戦略実行計画で、IPO時の公開価格設定プロセスの在り方について実態把握を行い、見直しを図るとされたことを受けて実施した調査の結果である。③「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」（令4・2・8）では、各省庁や自治体等に対するアンケートの結果、ベンダーによる自社独自の仕様の盛り込みや安値での応札等がみられ、また官公庁側も調達担当の人員が不十分といった課題が明らかとなったとしている。このことから、いわゆるベンダーロックインを防止し、多様なベンダーによる競争環境を確保するため、独禁法に違反する行為への厳正な対処や官公庁の体制整備等、競争政策上の考え方を明らかにしている。

(2) 検討会報告書：「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書（令3・6・25）<sup>5)</sup>では、データ市場について競争政策の観点から望ましいと考えられる6つのポイントが示されており、事業者に対する規制の在り方として、独占や寡占への独禁法による事後規制に加えて、データへの公平なアクセス確保や公正な契約ルールの策定等、新規参入を可能とするための事前規制を導入する可能性について言及されている。

## II 独禁法等事件処理の動向

### 1 排除措置命令・課徴金納付命令

国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令（令4・2・25）では、国や地方公共団体等が発注する、群馬県の区域に所在する施設における機械警備業務の競争入札等を巡って警備業者7社が受注調整を行っていたとして、独禁法違反（不当な取引制限）を理由にうち6社に排除措置命令が、また4社に課徴金納付命令（計1480万円）が行われた。

日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等（令4・3・3）では、東洋紙業、ナカバヤシ、共同印刷、ビー・プロ、谷口製作所及び北越パッケージ等計26社が、日本年金機構が一般競争入札等の方法により発注する「ねんきん定期便の作成及び発送準備業務（直近1年間通知者用）」等の22業務に係るデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとして、前記26社のうち、25社に対して排除措置命令を、また24社に対し課徴金納付命令（課徴金額：計17億4161万円）が行

われたものである。

独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）が発注する医薬品の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令（令4・3・30）では、アルフレッサ、東邦薬品、スズケン及びメデイセオの4社が、JCHOが発注する、同機構57病院における医薬品単価購入契約について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとして、前記4社のうち3社に対して排除措置命令及び課徴金納付命令（課徴金額：計4億2385万円）が行われたものである。

## 2 確約計画の認定

Booking.com B.V. から申請があった確約計画の認定等（令4・3・16）では、Booking.com B.V. が、自らが運営する「Booking.com」と称する宿泊予約サイトへの情報掲載に係る宿泊施設運営業者との契約において、同サイトへ宿泊料金及び部屋数を掲載する際に、競合他社よりも有利なものとする条件を定め、かつ同条件を遵守するよう要請していた行為が独禁法19条（不公正な取引方法12項〔拘束条件付取引〕）の規定に違反する疑いがあるとされたところ、同社から前記行為を取りやめることや社内体制の整備等を行う内容の確約計画が提出され、公取委は、当該計画を認定したものである。

アメアスポーツジャパン及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニーから申請があった確約計画の認定（令4・3・25）では、ウイルソンが製造する特定のテニスラケットについて、同商品を並行輸入する業者に販売している日本国外の正規の販売業者をアメアスポーツジャパンが特定し、ウイルソンが同商品を並行輸入業者に販売しないよう警告していた行為が独禁法19条（不公正な取引方法14項〔競争者に対する取引妨害〕）の規定に違反する疑いがあるとされたところ、同社から前記行為を既に行っていないことの確認や社内体制の整備、一般消費者への周知等を行う内容の確約計画が提出され、公取委は、当該計画を認定したものである。

## 3 改善措置による調査終了等

アップル・インクに対する件（令3・9・2）<sup>6)</sup>では、アップルが運営するアプリストア（App Store）でアプリ開発者がデジタルコンテンツを販売する際、予め定めたガイドラインに基づき特定の課金システムの使用を義務付け、外部の課金システムに誘導する行為（アウトリンク）を禁止していることが独禁法（私的独占又は不公正な取引方法12項〔拘束条件付取引〕）に違反する疑いがあったところ、音楽配信事業等における同ガイドラインの改定の申出により、上記の疑いの解消が認められたことから公取委の審査が終了した事例である。具体的には、公取委の審査の過程で、アップルから、同社のガイドラインの規定を改訂して、音楽配信事業等におけるリーダーアプリ（ユーザーがウェブサイト等で購入したデジタルコンテンツを専ら視聴等することに用いられるアプリのこと）についてアウトリンクを許容する等の改善措置の申出がなされた。このため、公取委において、独禁法違反の疑いを解消するものと認められたことから、今後、アップルが改善措置を実施したことを確認した

ため、本件審査を終了したものである。本件は、途中で審査が打ち切られたため、独禁法違反の有無が最終的に判断されたものではないが、近時、市場規模の伸張が著しいスマートフォン向けコンテンツ配信事業（音楽、動画、電子書籍等）において、アップルによるアウトリンク禁止行為が是正された意義は大きい。我が国におけるスマートフォンの出荷台数は年間3000万台を超えており、このうちiPhoneの占める割合は46.5%に上っている。iPhoneは、アップルの自社アプリストア・プラットフォームであるApp Storeからでないと、アプリをダウンロードすることができない。このような外部からは閉ざされた支配的プラットフォームの中で、アプリ内課金の使用が義務付けられ、アウトリンクが禁止されると、iPhoneユーザーはアプリ内課金による販売ルートにロックインされることになり、アプリ開発者はそれ以外での課金方法によるコンテンツ販売が遮断されることになる。これにより、アップルが設定するアプリ取引の手数料に関する価格維持のおそれが大きくなる。現にアップルは、アプリ内課金を使用した売上げの15又は30パーセントを手数料として徴収しており、この手数料率自体は本件では問題視されていないが、米国ではそれ自体が反競争的であるとして、民事訴訟にもなっている。

ユニクエストに対する件（令3・12・2）<sup>7)</sup>では、インターネット葬儀サービスの提供にあたり、葬儀の施行を委託している葬儀社に対し、自社の特約加盟店になろうとする場合には競合他社との取引禁止を遵守する旨の申請書を提出させ、葬儀社の取引を制限していたことが独禁法違反（不公正な取引方法11項〔排他条件付取引〕又は12項〔拘束条件付取引〕）の疑いがあったところ、特約加盟店制度の廃止等の改善措置を自発的に講じた旨の申出により上記の疑いは解消されるものと判断し、審査は終了した。

楽天グループに対する件（令3・12・6）では、楽天が運営するオンラインモールに出店している事業者に対し、一定額以上の購入者への送料を一律無料とし、出店者には「送料込み」の料金体系とすることを求める方針を取り下げた後も、取引上の優越的な地位を利用して、同方針に従わない事業者には不利な取扱いをすると示唆していたことに独禁法違反の疑いがあったところ、前記の取扱いを行わず、事業者に示唆しない旨の改善措置の申出があり、同措置の実施で上記の疑いは解消されると認められ、実施を確認した上で審査を終了することとされた。

#### 4 景品表示法違反事件

景品表示法（景表法。以下、条文引用では法とする）関連の事例は2021年度は非常に多い。以下、事案の名称のみ列記する。

(1) 優良誤認（法5条1号）：①亜塩素酸による空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者2社に対する措置命令（令3・4・9）、②宮本製作所に対する措置命令（令3・4・27）、③シーズコーポレーションに対する措置命令（令3・5・13）、④ハウワイに対する措置命令（令3・6・3）、⑤プレひまわりに対する措置命令（令3・6・11）、⑥サプリメント・ワールドに対する措置命令（令3・6・15）、⑦アップドラフトに対する措置命令（令3・6・17）、

⑧ DINOS CORPORATION に対する課徴金納付命令 (令 3・6・18)、⑨ ビジョンズ に対する措置命令 (令 3・6・22)、⑩ Salute.Lab に対する課徴金納付命令 (令 3・6・25)、⑪ gumi 及びスクウェア・エニックス に対する措置命令 (令 3・6・28)、⑫ マクセル に対する措置命令 (令 3・7・28)、⑬ ヤーマン に対する課徴金納付命令 (令 3・8・11)、⑭ プライムダイレクト に対する課徴金納付命令 (令 3・8・26)、⑮ タイガー魔法瓶 に対する措置命令 (令 3・8・31)、⑯ オークローンマーケティング に対する課徴金納付命令 (令 3・9・9)、⑰ イマジン・グローバル・ケア に対する課徴金納付命令 (令 3・9・15)、⑱ T.S コーポレーション に対する課徴金納付命令 (令 3・9・22)、⑲ 宮本製作所 に対する課徴金納付命令 (令 3・10・19)、⑳ アクガレージ及びアシスト に対する措置命令 (令 3・11・9)、㉑ エムアンドエム に対する課徴金納付命令 (令 3・11・18)、㉒ シーズ・ラボ に対する措置命令 (令 3・11・24)、㉓ メルセデス・ベンツ日本 に対する措置命令 (令 3・12・10)、㉔ カーズショップ松山 に対する措置命令 (令 3・12・14)、㉕ 二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品の製造販売業者2社 に対する措置命令 (令 3・12・16)、㉖ GSD に対する課徴金納付命令 (令 3・12・22)、㉗ Needs 及びガレージゼスト に対する措置命令 (令 3・12・22)、㉘ 大幸薬品 に対する措置命令 (令 4・1・20)、㉙ 大作商事及びイトーヨーカ堂 に対する措置命令 (令 4・2・2、令 4・2・3)、㉚ タイガー魔法瓶 に対する課徴金納付命令 (令 4・2・9)、㉛ LAPRE に対する措置命令 (令 4・2・17)、㉜ 古田商事 に対する措置命令 (令 4・3・23)、㉝ インフィックス及びアンドシーム に対する措置命令 (令 4・3・23)、㉞ ハウワイ に対する課徴金納付命令 (令 4・3・29) が出された。

(2) 有利誤認 (法 5 条 2 号) : ① ユニクエスト に対する課徴金納付命令 (令 3・7・2)、② カインズ に対する措置命令 (令 3・8・3)、③ ハピリィ に対する措置命令 (令 3・9・14)、④ 石油製品の販売事業者2社 に対する措置命令 (令 3・12・16)、⑤ セブンエー美容、ダイシン及びエイチフォー に対する措置命令 (令 4・3・3)、⑥ セドナエンタープライズ に対する措置命令 (令 4・3・15)、⑦ EE21 に対する措置命令 (令 4・3・24) が出された。

(3) その他 : ① おとり広告 (法 5 条 3 号) ではクリエイト に対する措置命令 (令 3・6・2) が、② 商品の原産国に関する不当表示 (法 5 条 3 号) ではビックカメラ及びビック酒販 に対する措置命令 (令 3・9・3) が出された。

(4) 指導・注意喚起等 : ① 携帯電話の販売を巡る不当表示のおそれ携帯電話大手3社 (NTT ドコモ、KDDI 及びソフトバンク) に対し景表法に基づく指導の実施 (令 3・5・25)、② 新型コロナウイルスへの予防効果を標ぼうする健康食品に対し表示の改善要請と消費者への注意喚起 (令 3・6・25)、③ 認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品の表示に関する改善指導及び一般消費者等への注意喚起 (令 4・3・31) が行われた。

## 5 下請法違反事件

① ティーギア に対する勧告 (令 3・6・23)<sup>8)</sup>、② 東京吉岡 に対する勧告 (令 3・6・30)<sup>9)</sup>、③ ナガワ に対する勧告 (令 3・11・12)<sup>10)</sup>、④ イング に対する勧告 (令 4・3・1) がある。

①は、電気通信事業者が提供する携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等の事業を営むティーガイアが、特定の電気通信事業者から受託する前記業務を下請事業者に委託していたところ、下請事業者（8名）に対し、下請事業者の業務実績が一定水準に満たない場合に、支払うべき下請代金から一定額を「戻入金」と称して減じていた（減額分の総額：5660万9388円）として、今後同様の行為を行わないことの確認や、再発防止に向けた社内体制の整備等を行うよう勧告がなされたものである。②は、服飾副資材の総合卸である東京吉岡が、衣料品の製造販売業者等から製造を請け負う下げ札、織ネーム、プリントネーム等の服飾副資材又はその半製品の製造を下請事業者に委託していたところ、下請事業者（24名）に対し、手形ではなく現金で支払っていることを理由に、支払うべき下請代金から一定額を「歩引」と称して減じていた（減額分の総額：2015万166円）として、今後同様の行為を行わないことの確認や、再発防止に向けた社内体制の整備等を行うよう勧告がなされたものである。③は、箱形建物「ユニットハウス」の製造・販売・レンタル、建設機械器具のレンタル等を営むナガワが、自社が販売又はレンタルするユニットハウスに使用する床材、壁材等の資材の製造及び自社がレンタルする建設機械器具の修理を下請事業者に委託していたところ、下請事業者（66名）に対し、支払うべき下請代金から一定額を「早期支払割引料」と称して減じていた（減額分の総額：1911万9134円）として、再発防止に向けた社内体制の整備等を行うよう勧告がなされたものである。④は、「INGNI」と称するブランドの婦人服の販売等を営むイングは、婦人服等の製造を下請事業者に委託していたところ、下請事業者（24名）に対し、支払うべき下請代金から一定額を「物流費」、「物流業務委託料」と称して減じていた（減額分の総額：7094万8217円）として、再発防止に向けた社内体制の整備等を行うよう勧告がなされたものである。

### Ⅲ 企業結合規制

#### 1 規則・ガイドラインの制定・改定

①「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則」（令和3年公取委規則第3号）は、2020年6月12日に公布された「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第50号）の施行に伴い、銀行法及び保険業法の規定による銀行又は保険会社の議決権保有制限の対象とはならない株式発行会社の範囲に金融サービス仲介業者が加えられたことから、同者を独禁法11条の議決権保有制限の対象とならない株式発行会社とするものである。②「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（11条ガイドライン）及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」（債務の株式化ガイドライン）の改定（令3・11・22）では、金銭債権を有する銀行等及び銀行等以外の第三者が関与して策定した合理的

な経営改善計画を実施している会社について、銀行等の支援を盛り込んだ事業計画が作成され、銀行等以外の第三者が当該計画に関与していれば、現在認可することとしている事業再生会社と同様の期間（原則として3年ないし2年）を限度として認可することとするものである。

## 2 審査結果

今年度の企業結合の届出件数<sup>11)</sup>は210件であった。このうち審査結果が公表された主要案件は次の3件である。

福井銀行による福邦銀行の株式取得に関する審査結果（令3・6・16）<sup>12)</sup>は、主に福井県内で銀行業を営む地方銀行である福井銀行が、同県内で銀行業を営む第二地方銀行である福邦銀行の株式に係る議決権の50%を超えて取得することを計画したものであるが、当事会社が競合する取引分野のうち、特に本件行為による影響を大きく受けると考えられる中小企業向け貸出し（地理的範囲：若狭地区及び同地区以外の6経済圏（嶺北、福井、高志・奥越、鯖江、武生及び敦賀の各地区））に係る取引分野について審査が行われたところ、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断し、排除措置命令を行わない旨の通知が行われたものである。

セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合に関する審査結果（令3・7・1）<sup>13)</sup>は、CRM（Customer Relationship Management〔顧客関係管理〕）ソフトウェアの提供事業を営むセールスフォース・ドットコム・インクと、主にビジネスチャットサービスの提供事業を営むスラック・テクノロジーズ・インクの両社が統合することを計画したものであるが、両社が提供する商品・役務である「CRMソフトウェア」及び「ビジネスチャットサービス」は、いずれも企業を需要者として相互に一定の補完性を有しており、それぞれ第三者（当事会社の他方を含む）の提供するアプリ等と統合して利用することが可能であるため、本件統合によって、かかる統合機能を介して市場における競争を実質的に制限することとなるか否かについての審査が行われたところ、(i) API遮断等、(ii) 組合せ供給及び (iii) 秘密情報の入手において競争制限の可能性があるとされたが、前記 (i) 及び (ii) は競争事業者が存在するとともに、排除効果の及ぶ可能性のある範囲が僅かであること等から、また (iii) は秘密情報を当然に取得することは考え難いことから、本件統合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断され、排除措置命令を行わない旨の通知が行われたものである。

グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得に関する審査結果（令3・11・26）<sup>14)</sup>では、シリコンウェーハの製造販売業を営むグローバルウェーハズ・ゲーエムベーハー（GW）による、同業のシルトロニック・アーゲーの株式に係る議決権の70%以上を取得する計画について、当事会社が競合する分野のうち「単結晶シリコンの製造方法－口径－加工方法」の組み合わせで構成され、競争事業者が多く存在する「CZ法・MCZ法－200mm－ポリッシュド」等計5分野について重点的に審査が行われ



たところ、いずれの分野においても複数の有力な競争事業者を含めて多数の競争事業者が存在し需要者圧力が認められ、また参入圧力も一定程度認められることから、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断し、排除措置命令を行わない旨の通知が行われたものである。

### 3 特例法関係

国土交通省（国交省）は、2020年11月に施行された、地方銀行や乗合バス会社が行う合併や共同経営を独禁法の適用除外とする特例法<sup>15)</sup>（以下「特例法」という）に基づき前橋市の乗合バス事業者6社による共同経営計画を認可した（令3・9・27）。また同省は特例法に基づき、徳島県下で乗合バス事業を営む徳島バスと四国旅客鉄道（JR四国）による、鉄道とバスを乗り継ぐ場合の初乗り運賃を不要とする運賃調整を内容とする共同経営計画と、長崎県下で乗合バス事業を営む長崎県交通局及び長崎バスによる、重複路線の一元化や運行ダイヤの調整を内容とする共同経営計画について、それぞれ認可した（令4・3・19）。

金融庁は青森県に本店を置く青森銀行とみちのく銀行が、特例法に基づき申請していた経営統合を認可した（令4・3・24）。同法による地方銀行の経営統合が認められるのは本件が初めてである。認可を受けて、両行は2022年4月1日付で共同持株会社「プロクレアホールディングス」を設立し、完全子会社としてその傘下に入ることとしている。

## IV 裁判例

### 1 取消請求訴訟

①世紀東急工業による課徴金納付命令取消請求事件（東地判令3・8・5〔令和2年（行ウ）第32号〕）は、アスファルト合材（以下「合材」という）の製造販売業者である原告（世紀東急工業）ら9社又はそのいずれかを構成員とする共同企業体が、その販売する合材の販売価格の引き上げを共同して行っていく旨の合意をし、公共の利益に反して、日本国内におけるアスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限したことが、かかる行為が独禁法2条6項の「不当な取引制限」に該当し、同法3条後段に違反するとして、原告を含む7社に対し排除措置命令が下されるとともに、課徴金納付命令がなされた事案である<sup>16)</sup>。判決は、全額出資子会社に対する合材販売の売上額について、全額出資子会社であっても独立の取引主体として活動しうる者である以上、当該子会社に対する合材の販売は相互拘束の対象から除外されたことを示す特段の事情には原則としてあたらない、と判示した。判決はこれまでの先例でも示された判断枠組みを踏襲し、カルテル会合等で対象とされていた商品の範ちゅうに属する商品（違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品）であれば相互拘束の対象となっていたと推定し、特定の事業者が相互拘束の対象外だったと主張するのであればそれを示す「特段の事情」を違反事業者の側で立証しなければならないと判示したものと解される。「特段の事情」について、商品や商慣行を熟知している事業者の側に立証責任を負わせるのは立証責任の合理的な配分という見地から妥当であろう。②神奈川県 LP ガス協会

による排除措置命令取消請求上告事件及び排除措置命令取消請求上告受理事件（最決令3・7・1 [令和3年（行ツ）第120号、令和3年（行ヒ）第149号]）では、同協会が、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限したとして独禁法8条3号違反に該当するとして排除措置命令を受けた同協会からの同命令の取消請求を棄却した控訴審判決について、上告審として受理しないと決定された。③高島屋による課徴金納付命令取消請求上告受理事件（最決令3・9・17 [令和3年（行ヒ）第79号]）では、近畿地区の百貨店6社が、贈答用商品に係る配送料の額を引き上げる旨を合意していたとして、独禁法違反（不当な取引制限）で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた高島屋からの課徴金納付命令の一部取消請求を棄却した控訴審判決について、上告審として受理しないと決定された。④ニチコンによる排除措置命令等取消請求上告・上告受理事件（最決令3・10・8 [令和3年（行ツ）第95号、令和3年（行ヒ）第112号]）では、アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していたとして、独禁法違反（不当な取引制限）で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたニチコンからの同命令の取消請求を棄却した控訴審判決について、上告審として受理しないと決定された。⑤マイナミ空港サービスによる排除措置命令等取消請求事件（東地判令4・2・10 [令和3年（行ウ）第4号及び令和3年（行ウ）第124号]）<sup>17)</sup>では、航空燃料の販売にあたり、競合他社と取引した場合は燃料の供給を停止すること等を航空会社に通知して事業者の新規参入を妨げたとして、独禁法違反（私的独占）で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたマイナミ空港サービスが前記の両命令を取り消すよう求めた件について、同社の請求は理由がないとして棄却された。⑥景表法の事件では、景表法7条2項は、憲法21条1項、22条1項に違反しないとした最高裁判決がある（最判令4・3・8 [令和3年（行ツ）第33号]）。

## 2 民事事件

インクジェットプリンタの設計を変更して互換品のインクカートリッジが認識されないようにし、純正品のみを使用できるようにした行為が独禁法違反（不公正な取引方法10項〔抱き合わせ販売〕）にあたるとして、コンピュータ周辺機器製造大手のエレコムが電機大手のブラザー工業に対し行為の差止めと約1500万円の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は、エレコムの主張を認め、損害賠償約150万円を支払うようブラザー工業に命じる判決を下した（東地判令3・9・30 [令和元年（ワ）第35167号]）<sup>18)</sup>。設計変更によってなされた技術的な抱合せが不公正な取引方法10項に該当するとされた最初の事例として注目される。

景表法の事件として、特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海対ファビウス・不当表示等差止請求控訴事件（名高判令3・9・29 [令和2年（ネ）第74号]）がある<sup>19)</sup>。この事件では、原告（控訴人）の適格消費者団体が、被告の販売する商品の定期購入に関するインターネット（スマートフォン）上の表示が有利誤認表示（景表法5条2号）

に該当するとして、景表法30条1項2号に基づき表示の差止めを請求したところ、原審（名地判令1・12・26）ともに、それが否定されたものである。本件商品は毎月1回最低4回（4カ月）継続購入することを条件に初回代金を630円、2回目以降を3480円とし、消費者が解約しない限り5回目以降も自動的に継続されるものであった。判決では、本件広告表示は商品名と「¥630」、「-82%」との表示と商品画像が表示されているに過ぎず、消費者がこれだけを見て契約の具体的な内容を知ることはできないから、本件広告表示をもって消費者が1回だけの購入であると誤認するとは認め難い、仮に募集要項を全く見ないで申込みボタンをタップしても、遷移先で注意事項を見ることになり、これにすら全く目を通さない消費者は保護に値しない、募集要項及び注意事項の表示内容からすれば、健全な常識を備えた消費者は1回だけの購入でないことを容易に理解できるというべきである旨、それぞれ判示し、控訴が棄却された。

### 3 刑事事件

JCHOが発注する医薬品の一般競争入札を巡る談合事件（刑事）の判決（東地判令3・6・30 [令和2年特（わ）第3100号]）では、JCHOが発注する医療用医薬品の一般競争入札で談合を行っていたとして、アルフレッサ、スズケン及び東邦薬品の幹部社員7名に懲役1年6月から懲役2年（いずれも執行猶予3年）を、また法人としての3社にそれぞれ罰金2億5000万円の有罪判決がそれぞれ言い渡された。

## V その他の主要な動き

### 1 独禁法関係

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が発効した（令4・1・1）。同協定では、第13章で競争に関する取極を設け、反競争的行為の禁止や消費者保護のための法令の制定・執行をはじめ、企業の所有形態を問わない競争法令の適用、競争当局間の協力の推進等について規定している。

### 2 消費者法・下請法関係

(1) 法改正：2019年12月に公布された改正医薬品医療機器等法（薬機法）に盛り込まれた、医薬品等の虚偽・誇大広告に対する課徴金制度を創設する規定が施行された（令3・8・1）。同規定は、医薬品等の虚偽・誇大広告に対し売上額の4.5%の課徴金を課すとするもので、対象行為が景表法上の課徴金にも該当する場合は、売上額から3%を控除する旨の調整規定が設けられている（改正後の薬機法75条の5の2及び同条の5の3等）。

(2) 検討会報告書：アフィリエイト広告市場の健全な発展に向けた対応方策を検討するため、消費者庁に設置された「アフィリエイト広告等に関する検討会」の報告書（令4・2・15）では、景表法上、アフィリエイト広告に関する責任を負う主体は広告主であり、法改正によるASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダー）やアフィリエイトターへの規制拡大は慎重を要するとした一方で、当該事業者が広告主と一体となって事業を行う場合には同

法の適用が必要としたほか、悪質な事業者には特定商取引法や薬機法等と連携して対応することや、不当表示の未然防止のため景表法26条に基づく指針を改定すること等が示されている。

(3) 公正競争規約関係：公正競争規約関係では以下の一部変更がそれぞれ認定されている。①「ドレッシング類の表示に関する公正競争規約」の一部変更（令和3年公取委・消費者庁告示第1号）、②「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」の一部変更（令和3年公取委・消費者庁告示第2号）、③「発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約」の一部変更（令和3年公取委・消費者庁告示第3号）、④「食肉の表示に関する公正競争規約」の一部変更（令和3年公取委・消費者庁告示第4号）、⑤「チョコレート類の表示に関する公正競争規約」の一部変更（令和3年公取委・消費者庁告示第5号）、⑥「豆乳類の表示に関する公正競争規約」の一部変更（令和3年公取委・消費者庁告示第6号）、⑦「食酢の表示に関する公正競争規約」の一部変更（令和4年公取委・消費者庁告示第1号）、⑧「不動産の表示に関する公正競争規約」の一部変更（令和4年公取委・消費者庁告示第2号）

(4) 下請法関係：「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正（令4・1・26公取委事務総長通達第1号）は、「第4 親事業者の禁止行為」の「5 買ったたき」において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を取引価格に反映しない取引が下請法上の買ったたきに該当するおそれがあることを明確化した。

### 3 適用除外関係

「著作権法の一部を改正する法律」が、2021年5月に成立した。同法では、放送番組をインターネットで同時配信する場合の権利処理手続を円滑化する規定が新設され、音楽や映像の同時配信の際に権利者への事前許諾を不要とする一方で、放送事業者は権利者に報酬を支払うこととされているところ、支払いに際して放送事業者と著作権管理団体等が行う報酬額の協議・決定については、原則として独禁法を適用しないとの規定が設けられている（改正後著作権法93条の3第12項）。

- 1) 事件等の紹介にあたっては、株式会社及び法人の種別にかかる表記は省略し、公正取引委員会・消費者庁・経済産業省・公正取引協会（公正取引特報）の各ホームページから得られる情報を参照した。なお、年月日の記載については本文の記載は西暦で行い、ただし、引用にあたっては令和を「令」で略記し、年月日を数字で表記した。
- 2) 池田大起「『デジタル広告市場の競争評価 最終報告』について」公取848号61頁（2021）。
- 3) これについては、公取848号4頁以下（2021）の特集記事を参照。
- 4) 藤山晶子＝間野貴之＝白石龍輝＝近藤海斗「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）」公取851号59頁（2021）。
- 5) 佐藤正直＝植田真太郎＝中田健介＝林紳一郎「『データ市場に係る競争政策に関する検討会』

報告書について」公取851号70頁(2021)。

- 6) 吉川泰宇=宇野貴士=三角未知人=安藤香織・解説・公取853号67頁(2021)、林秀弥・新・判例解説 Watch 経済法 No.80 (2022)、伊永大輔・令和3年度重判解216頁(2022)。
- 7) 山田裕司=昼間政行・解説・公取857号74頁(2022)。
- 8) 上瀧清典=横山和司・解説・公取851号86頁(2021)。
- 9) 佐野儀明=大泉尚子=權澤佑太・解説・公取852号88頁(2021)。
- 10) 渡辺淳司=筒井佑奈・解説・公取855号67頁(2022)。
- 11) 2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)において「排除措置命令を行わない旨の通知」(9条通知)を行った案件を指す。
- 12) 五十嵐俊之=平澤怜子=小高真侑=林茜・解説・公取851号32頁(2021)。
- 13) 田平恵・ジュリ1571号106頁(2022)。
- 14) 安藤巨騎=関根真紀子=中尾彰男・解説・公取857号67頁(2022)。
- 15) 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律(令和2年法律第32号)。
- 16) 賜保宏・ジュリ1565号6頁(2021)、萩原浩太・新・判例解説 Watch 経済法 No.78 (2021)、小畑徳彦・公取856号81頁(2022)。
- 17) 笠原宏・新・判例解説 Watch 経済法 No.81 (2022)。
- 18) 柏木裕介・ジュリ1563号6頁(2021)、宍戸聖・新・判例解説 Watch 経済法 No.79 (2021)、金井貴嗣・公取856号73頁(2022)、和久井理子・令和3年度重判解223頁(2022)。
- 19) 植村幸也・ジュリ1571号6頁(2022)。